

お使いみち自由・事業資金もOK！

令和3年6月15日現在

商 品 名	きたしんフリーローン
ご 利 用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込時の年齢が満20歳以上、完済時満81歳未満で電話連絡が可能な方 ・当金庫の営業地域内に居住、または勤務されている方 ・安定継続収入がある方 (パート・アルバイトの方、年金受給者の方及び世帯収入のある専業主婦の方もお申しいただけます。) ・(株)クレディセゾンの保証が受けられる方
お 使 い み ち	・ご自由 (事業資金やおまとめ資金としてもご利用いただけます。)
ご融資限度額	・10万円以上 500万円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	・6ヵ月以上10年以内
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(保証料込)のみのお取扱いとなります。 ・ご融資利率は、「コースA」「コースB」「コースC」でそれぞれ異なります 審査結果により融資利率は異なります。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月5千円以上の元利均等返済とします。 なお、ボーナス払いを併用される場合は6ヶ月間隔の年2回とし、ご融資金額の50%以内(1万円単位)とします。 ・返済日は毎月26日の元利均等返済とします。(休日の場合は翌営業日) 元金返済の据置はお取扱できません。
保 証 人 料	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)クレディセゾンが保証しますので必要ありません ・保証料は、ご融資利率の中に含まれています。
苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ(9時~17時、電話:0164-22-1216)にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは、上記総務グループへご相談ください
紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、並びに北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。 ・また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ・なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ・詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・返済条件を変更する場合は金庫所定の手数料がかかります。 ・ご返済額の試算につきましては、店頭へお問合せ下さい。 ・詳しくは、当金庫に本支店窓口までお問合せ下さい。

北空知信用金庫